○経済産業省令第十二号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第十四条第一項ただし書、第四十五条第一項並びに第二項、第四十八条第一項第四号及び第五号、第四十九条第三項、第四十九条の二第四項、第四十九条の三第一項並びに第六十条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十九日

経済産業大臣　直嶋　正行

容器保安規則等の一部を改正する省令

（容器保安規則の一部改正）

第一条　容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十一号中「液化フルオロカーボン九百ＪＡ」を「液化フルオロカーボン四百二十二Ｄ、液化フルオロカーボン九百ＪＡ」に改め、「液化フルオロカーボン五百九Ａ」の下に、「液化フルオロカーボン四百二十二Ａ」を加える。

第八条第一項第四号の四を同項第四号の五とし、同項第四号の三の次に次の一号を加える。

四の四　液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に続けて、その旨の表示（記号　ＶＬ）

第八条第三項第七号イ中「第三号まで」の下に「及び第四号の四」を加え、同号ハ中「から第十一号まで」を「及び第十号」に改め、同号ニ中「第一項第十三号」を「第一項第十二号」に改め、同条第四項第一号中「第十四条第五項」を「第十四条の二第十項」に改め、同項第二号中「基づいて検査された」を「基づき試験又は検査が省略された」に、「耐圧試験日」を「耐圧試験の試験日」に、「の耐圧試験」を「に行つた次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める試験」に改め、同号に次のように加える。

イ　超低温容器（槽が二重構造のものに限る。）　気密試験及び断熱性能試験

ロ　内容積が百五十リットル未満の液化天然ガス自動車燃料装置用容器（槽が二重構造のものに限る。）　漏えい試験及び断熱性能試験

ハ　内容積が百五十リットル以上の液化天然ガス自動車燃料装置用容器（槽が二重構造のものに限る。）　漏えい試験及び断熱性能試験又は保冷性能試験

ニ　その他の容器　耐圧試験

第十七条第三項第三号中「（昭和二十七年法律第二百三十一号）」を削る。

第十八条第二項第一号中「（昭和四十八年法律第十一号）」を削り、同号ハ中「（昭和四十八年運輸省令第五十号）」を削り、同項第四号中「気密試験日」を「気密試験の試験日」に、「刻印及び」を「刻印並びに」に改める。

第二十一条第二項中「同法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）」を「航空法施行規則」に改める。

第二十四条第一項第一号中「この条において」を「この条及び第七十一条において」に、「いう。）」を「いい、」に、「及び第二十七条」を「、第二十七条及び第七十一条」に改め、同項第二号中「おいて、法」を「おいて法」に改める。

第三十七条第三項中「同法施行規則第十四条第五項」を「航空法施行規則第十四条の二第十項」に改める。

第七十一条第二項中「帳簿を」の下に「容器又は附属品ごとに」を加え、「記載の日から二年間」を「それぞれ次の各号に掲げる期間」に改め、同項に次の各号を加える。

一　溶接容器等（次号及び第七号に掲げるものを除く。）については、経過年数二十年未満のものは前項に掲げる事項を記載した日から五年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数二十年以上のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

二　耐圧試験圧力が三・〇メガパスカル以下であり、かつ、内容積が二十五リットル以下の溶接容器等（シアン化水素、アンモニア又は塩素を充てんするためのものを除く。）であつて、昭和三十年七月以降において法第四十四条第一項に規定する容器検査又は第三十六条第一項に規定する放射線検査に合格したものについては、経過年数二十年未満のものは前項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数二十年以上のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

三　一般継目なし容器については、前項に掲げる事項を記載した日から五年を経過する日までの間

四　一般複合容器については、前項に掲げる事項を記載した日から三年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

五　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器については、経過年数四年以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から四年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数四年を超えるものは前項に掲げる事項を記載した日から二年一月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

六　アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器については、前項に掲げる事項を記載した日から五年一月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

七　自動車に装置された状態で液化石油ガスを充てんする液化石油ガス自動車燃料装置用容器については、経過年数二十年未満のものは前項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数二十年以上のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

八　再充てん禁止容器については、前項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

九　容器に装置されている附属品（次号及び第十一号に掲げるものを除く。）については、前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過して最初に受ける容器再検査（アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器にあつては、前項に掲げる事項を記載した日から四年一月を経過して最初に受ける容器再検査）までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

十　内容積が四千リットル未満の容器（液化石油ガスを充てんするためのものに限り、高圧ガス運送自動車用容器又は鉄道車両に固定されたものを除く。）に装置されている附属品については、経過年数六年六月以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過して最初に受ける容器再検査の日までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

十一　自動車に装置された状態で液化石油ガスを充てんする液化石油ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品については、経過年数七年六月以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過して最初に受ける容器再検査の日までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

十二　容器に装置されていない附属品については、前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

第七十一条に次の二項を加える。

3　前項の規定にかかわらず、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者が第一項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備え、保存しなければならない期間は、次の各号に定める期間とする。

一　第二十四条第二項の自動車に装置された状態で液化石油ガスを充てんする液化石油ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器再検査を受けたことのないものについては、第一項に掲げる事項を記載した日から第二十四条第二項に規定する期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

二　第二十四条第三項の経済産業大臣の認可を受けた場合については、第一項に掲げる事項を記載した日から第二十四条第三項に規定する経済産業大臣の認可に係る期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

三　第二十七条第二項の経済産業大臣の認可を受けた場合については、第一項に掲げる事項を記載した日から第二十七条第二項に規定する経済産業大臣の認可に係る期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間